

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

令和3年10月から、マイナンバーカードをお持ちで事前登録が済んだ人は、必要な機器の導入が済んだ医療機関・薬局でマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

なお、現在発行している健康保険証もこれまで通り使用できます。

1. 利用には事前登録が必要です(※1)
2. マイナンバー(12桁の数字)は使いません
3. マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関には右の掲示があります



▲マイナポータル

事前登録の申し込みは「マイナポータル」



(※1) マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータル・セブン銀行ATM・健康推進課および住民福祉課窓口にて、保険証利用の事前申し込みの登録をお願いします。

マイナンバーカードを保険証として利用するメリット

①より良い医療が可能に

本人が同意すれば、初めて受診する医療機関でも特定健診の情報や今までに使った薬剤情報が医師などと共有でき、より適切な医療が受けられます。

②自身の健康管理に役立つ

マイナポータルで自分の特定健診情報や自分の薬剤情報を閲覧できます。

③手続きなしで限度額を超える一時的な支払いが不要に

限度額認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

※保険税の納付状況によっては、支払いが免除されない場合があります。

※自治体独自の医療費助成などは、書類の持参が必要です。

④健康保険証としてずっと使える

就職や転職、引っ越しをしてもマイナンバーカードを健康保険証としてずっと利用することができます。

※健康保険が変わった場合の届出はこれまで通り必要です。

マイナンバーカードをまだお持ちでない人は、住民福祉課窓口・郵送・パソコン・スマートフォンなどで交付申請をお願いします。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについては国のマイナンバー専用ダイヤル(Tel0120(95)0178)へお問い合わせください。

村内の状況 ※厚生労働省ホームページより(令和5年8月13日時点)

マイナンバーカードを保険証として利用できる村内医療機関・薬局は以下のとおりです。

長陽地区……阿蘇立野病院、上村医院、あい歯科クリニック、陽だまり薬局、下野中央薬局

久木野地区……渡邊内科、南阿蘇原眼科、さくら歯科、くぎの薬局

白水地区……寺崎内科胃腸科クリニック、田上歯科医院、白川水源薬局、ファミリー薬局